

答 申 第 2 3 5 号
平成18年7月18日

千葉県教育委員会
委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年2月3日付け教財第539号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第329号

平成12年1月6日付けで異議申立人から提起された、平成12年1月5付け教財第6
14号の1で行った公文書不存在等通知に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「平成12年1月5日付け教財第614号の1による公文書を不存在とした決定に係る処分を取り消し、学校教育部の担当課に保管の公文書を公開せよ。」との決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）

第48条第1項に「都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。」とある。

不存在等通知書を発行した管理部財務課は上記条文中の援助を担当しているが、指導、助言については別の課の担当である。

(2) 関係のない課に故意に不存在等通知書を発行させ、公文書を隠そうとしているのは違法行為であり許されない。

公開請求書提出時に異議申立人は、上記条文の指導、助言の担当課が不明だが、特定し公開するよう申出をしている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書について

平成12年1月5日付け教財第614号の1による公文書不存在等通知（以下「本件決定」という。）で不存在とした対象公文書は、「安房郡鋸南町立勝山小学校の改築についてわかる書類（耐力度調査報告書を除く）（町からの提出書類・県からの指導助言書類）」である。

2 異議申立ての対象となった決定について

異議申立人は、平成11年12月22日付けで、以下の2件の公開請求（以下、(1)の請求を「本件公開請求」という。）を行っている。

(1) 「安房郡鋸南町立勝山小学校の改築についてわかる書類（耐力度調査報告書を除く）（町からの提出書類・県からの指導助言書類）」

(2) 「安房郡鋸南町からの耐力度調査報告書（小学校分）」

上記(2)の請求について、実施機関は、平成12年1月31日付け教財第680

号の1で部分公開決定をしている。

本件異議申立ての対象となった決定は、上記(1)に係るものであり、公開請求に係る文書が存在しないため、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)による廃止前の千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号)第8条第2項の規定及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成13年千葉県教育委員会規則第3号)による廃止前の千葉県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則(昭和63年千葉県教育委員会規則第10号)第2条の3第2項の規定により本件決定を行ったものである。

3 本件決定について

(1) 不存在について

「鋸南町立勝山小学校の改築についてわかる書類」という内容の請求であるが、実施機関には勝山小学校について耐力度調査を行った平成8年度以降、鋸南町から提出された建築計画等で勝山小学校に係るものは存在しない。

また、実施機関が同校の改築等に関し、文書により指導等を行ったことはない。

以上のことから、本件異議申立てに係る公文書を保有していないため、公文書不存在等通知を行ったものである。

(2) 異議申立人の主張等について

異議申立人は、異議申立ての理由として「不存在等通知書を発行した企画管理部財務課は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第1項中の援助を担当しているが、指導、助言については別の課の担当である。関係のない課に故意に不存在通知書を発行させ、公文書を隠そうとしているのは違法行為であり許されない。」と主張しているが、実施機関では、市町村立学校の改築に係る国庫補助に関しては企画管理部財務課(現企画財務課)において事務手続きや技術面等の指導、助言を行っており、事務は同課の担当であり、他課においては指導等を行っていない。

以上について、財務課から異議申立人に電話等で数度にわたり説明を行っている。

従って、以後は異議申立ての取下げ協議が可能と考え、機会をうかがう間に諮問までに時間が経過してしまったものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件公開請求の内容は、「安房郡鋸南町立勝山小学校の改築についてわかる書類(耐力度調査報告書を除く)(町からの提出書類・県からの指導助言書類)」である。

実施機関は請求の対象となる文書は不存在であるとして、前記第3、2に記載する本件決定を行った。

これに対し異議申立人は、平成12年1月6日付けで本件異議申立てを行ったもの

である。

なお、本件公開請求から耐力度調査報告書を除外しているのは、前記第3、2に記載のとおり、異議申立人が本件公開請求と同日付けで「安房郡鋸南町からの耐力度調査報告書（小学校分）」の公開請求を行っているためであり、当該請求について、実施機関は、平成12年1月31日付け教財第680号の1で部分公開決定をしている。

2 本件公開請求に係る文書の不存在について

実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件対象文書」という。）は存在しないと説明するので、以下検討する。

(1) 文書の不存在について

ア 実施機関は、勝山小学校について耐力度調査を行った平成8年度以降、鋸南町から提出された建築計画等で勝山小学校に係るものは存在しないし、同校の改築等に関し、文書により指導等を行ったことはないと説明する。

また、実施機関で本件対象文書を保有する可能性があるとすれば、鋸南町が勝山小学校の改築計画をもって国庫補助金の申請をした場合に限られると説明している。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第5条によれば、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、学校の経費を負担する」と定められており、公立小学校の改築については、設置者である市町村が自ら計画して行うこととされている。

また、その改築に当たり、公立学校施設整備費国庫補助要項（昭和46年文施助第7号）に基づく補助金を市町村が受けようとする場合は、都道府県教育委員会を経由して補助金の申請をすることとされている。

したがって、本件公開請求で求められているような、小学校の改築に関する県への提出書類や県からの指導助言の書類が存在するとすれば、市町村が小学校の改築を行い、又は国庫補助金申請の目的により改築計画を策定した場合などが考えられる。

ウ この点について検討すると、平成8年度以降、鋸南町立勝山小学校は改築されておらず、また、鋸南町において同校の改築計画等が策定されたとする事実も認められない。

よって、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお、これ以外に本件対象文書の存在を示す事情も認められない。

以上のことから、本件対象文書は存在しないものと認められる。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人は、前記第2、2のとおり、不存在等通知書を発行した管理部財務課は援助を担当しているが、指導、助言については別の課の担当であり、関係のない課に故意に不存在等通知書を発行させ、公文書を隠そうとしているのは違法行為であり許されないと主張している。

しかし、文書の不存在については、前記2(1)で説明したとおりであり、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

よって、異議申立人の主張は当たらない。

3 結 論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 附言

本件異議申立ては平成12年1月6日に行われ、本件諮問は平成18年2月3日に行われている。

実施機関においては、本件異議申立てについて取下げが可能と考え、申立人とたびたび電話等で協議していたということ等、諸々の事情はあったものの、異議申立てから諮問までに長期間が経過していることは否めない。

このことは、簡易迅速な救済制度である異議申立て制度の趣旨を損なう事態であると考えられるので、実施機関には、今後、早期の諮問と迅速な処理を行うよう求める。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
1 8 . 2 . 3	諮問書の受理
1 8 . 2 . 2 8	実施機関の理由説明書の受理
1 8 . 5 . 3 0	審議 実施機関の口頭理由説明
1 8 . 6 . 2 3	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成18年6月23日現在)